

災害時の相互応援に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、二県（鳥取県、徳島県をいう。以下「二県」という。）で、災害が発生し、被災県のビルメンテナンス協会単独では被災県及び市町村からの応援要請（県等との災害協定に基づくものをいう。以下同じ。）に十分に答えられない場合に、被災県が他の県に応援を要請する広域応援を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(相互連絡体制等の整備)

第2条 二県のビルメンテナンス協会は、あらかじめ相互応援に関する担当窓口を定めるとともに、通信手段の多ルート化を図るなど、相互の迅速かつ円滑な情報伝達及び連絡系統の確立に努め、災害時等においては、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災県等の情報収集
- (2) 被害状況の調査及びその対処方法案の策定
- (3) 被害への対処（清掃及び消毒）
- (4) 日常清掃用具及びその消耗品の支給
- (5) 被災者等の避難所内の清掃及び消毒
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする被災県のビルメンテナンス協会は、次の事項を明らかにして、先ず口頭、電話等により他県のビルメンテナンス協会の担当窓口に応援要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 応援の場所及び応援場所への経路
- (3) 応援の期間及び応援の具体的内容
- (4) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(応援経費の負担)

第5条 応援経費は、原則として応援したビルメンテナンス協会の負担とする。ただし、旅費交通費、薬剤費、原材料費などの経費については、要した実費を勘案し、双方で協議の上決定するものとする。

(自主的活動)

第6条 災害が発生し、被災県のビルメンテナンス協会との連絡が取れない場合で、応援を行おうとする県のビルメンテナンス協会が必要と認めたときは、調査隊を派遣し、被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した費用の負担については、前条の規定を準用する。

(災害支援協議会の設置)

第7条 二県のビルメンテナンス協会は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、「BM 緊急時災害支援協議会」を設置し、あらかじめ応援内容を具体的に定めるとともに、必要に応じて、その見直しを行い、次の資料を作成し交換するものとする。

- (1) 担当窓口の責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法
- (2) 清掃資機材のリスト
- (3) 清掃用洗剤及び消毒用薬品のリスト
- (4) 二県のビルメンテナンス協会が締結している災害協定の内容
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、二県のビルメンテナンス協会が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、二県の担当者窓口が別途協議して定めるものとする。

(施行期日)

第9条 この協定は、締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年7月15日

一般社団法人 鳥取県ビルメンテナンス協会

会長

寿本真一



一般社団法人 徳島ビルメンテナンス協会

会長

菊池健次

